

社会福祉法人小野市社会福祉協議会役員等の報酬等並びに
費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小野市社会福祉協議会が行う福祉活動の円滑な運営を図るために必要な役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員並びに定款第33条の規定により設置した部会及び委員会の委員をいう。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等は、無報酬とする。

(費用弁償の額)

第4条 役員等が、理事会、監査、評議員会及び評議員選任・解任委員会並びに定款第33条の規定によって、設置する部会又は委員会（以下「会議等」という。）に出席した場合は、1回につき1,500円を支給する。ただし、小野市社会福祉協議会を代表する会長については、月額20,000円を支給する。

(支給方法)

第5条 前項の規定による費用弁償は、会議等に出席の都度支給する。ただし、会長については、各月の末日に支給する。

(調整)

第6条 小野市職員が役員等を兼ねる場合は、この規程に定める費用弁償はしない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 0 年 1 0 月 3 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 3 月 2 2 日から施行する。ただし、参照する定款に関する規定は平成 2 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。